

～労働保険の事務代行。煩雑な各種手続きはお任せください～

# 労働保険事務組合に事務委託しませんか。

労働保険(労災保険、雇用保険)は法人・個人を問わず、労働者(アルバイト、パートタイマーを含む)を1人でも雇用していれば、事業主・労働者の意思に係わらず、加入することが法律で義務づけられています。

安城商工会議所では、労働保険への加入手続きや保険料の納付手続き、雇用保険の被保険者に関する手続き等、事業所の皆様の労働保険事務負担を軽減するため「労働保険事務組合」を設置し、事務代行を実施しています。労働保険事務組合での事務委託をご希望、ご検討されます場合は、まず安城商工会議所にご連絡ください。

## 労働保険とは？

「労災保険」と「雇用保険」を総称したものです。

### 労働保険



労働者が仕事(勤務)や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付金等を行っています。

### 雇用保険



労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

## 労働保険事務組合に事務委託した場合のメリット

### 1 煩雑な事務負担を軽減できる

労働保険事務を事業主に代わって代行しますので、煩雑で事務量の多い労働保険事務について、大幅な負担軽減となります。

### 2 労働保険料を3回に分割で納付できる

労働保険料の額に関わらず、労働保険料を3回に分割納付することができ、納付の負担軽減となります。(事務組合に委託しない場合は1回での納付です。)

### 3 事業主、法人役員も労災保険に加入できる

労災保険に加入できない事業主、家族従業員、法人役員なども労働保険事務組合に加入することで、労災特別加入制度(労災保険)に加入することができます。(労働者を1名以上雇用している事業所対象)

### 労働保険事務組合に事務委託できる方

安城商工会議所の会員であり、常時使用する労働者数が以下の企業の事業主

1. 金融・保険・不動産・小売業 50人以下
2. 卸売・サービス業 100人以下
3. その他の事業 300人以下

### 事務委託手数料(年間)

1. 平等割(加入する労働保険番号毎)		5,500円
2. 労災&雇用保険加入者委託	1人につき	1,100円
3. 労災または雇用保険加入者委託	1人につき	550円
4. 労災特別加入制度への加入者	1人につき	550円
※従業員数により変動します。		(消費税込)

お問い合わせ先

安城商工会議所 (0566) 76-5175

e-mail: info@anjo-cci.or.jp

～「労災の件で問い合わせしました!」とお伝えください～